二　令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（かじ取装置）

第七条　（略）

2　昭和四十八年十月一日から平成二十一年八月三十一日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車（次の各号に掲げる自動車を除く。）のかじ取装置は、保安基準第十一条第二項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第百六十九条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号）による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項及び第百六十九条第二項で定める基準に適合するものであればよい。

一～七　（略）

3　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十一条第二項並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第百六十九条第二項の規定は適用しない。

一～二　（略）

4　（略）

5　電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第十三条第五項及び第九十一条第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

6　平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十三条第五項及び第九十一条第六項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

7・8　（略）

9　平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第十三条第六項、第九十一条第八項及び第百六十九条第三項の規定は、適用しない。

10～13　（略）

（かじ取装置）

第七条　（略）

2　昭和四十八年十月一日から平成二十一年八月三十一日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車（次の各号に掲げる自動車を除く。）のかじ取装置は、保安基準第十一条第二項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第百六十九条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号）による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項及び第百六十九条第二項で定める基準に適合するものであればよい。

一～七　（略）

3　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十一条第二項並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第百六十九条第二項の規定は適用しない。

一～二　（略）

4　（略）

5　電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車（平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

6　平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

7・8　（略）

9　平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第百六十九条第三項の規定は、適用しない。

10～13　（略）